

花柳界の「家族主義」

—— 1930年代前後における「家族」言説とその過渡的性格 ——

本多 真隆

「日本の公娼制度は我国の家族制度、家族主義の根拠に関連して居る」。これは、1935年のある国会議員の発言である。本稿の主な作業は、この発言と同時期に主張されていた、花柳界の「家族主義」の意味内容の分析と、こうした語りを可能にした1930年代前後の「家族」言説の一端を解明することである。検討の結果、こうした主張は、論者が花柳界の女性に見出した「犠牲」の精神と、花柳界における「家族的な営業を根拠としていることが明らかになった。「犠牲」の精神は、花柳界の女性が「家族」のために「身売り」をしていたという来歴を指す。そして「犠牲」の精神は、同時期の言説空間において高い象徴的価値を与えられていた。結論部では、検討した「家族」言説の過渡的性格と花柳界の関係について言及し、本稿の意義を位置づけた。

1 はじめに

1935年、当時相次いでいた娼妓運動に対抗すべく、全国から集結した貸座敷業者によって大会が開かれた。以下は、その大会に出席した国会議員の発言と、同時期の貸座敷業者の声明を、戦後に「家族」の問題として取りあげた、政治学者の丸山眞男の発言である。

我国のやうな偶々伝統的公娼制度が行はれて居る国は、私は寧ろ西洋に対して誇るべき処の習慣ではなからうかと思ふ。……日本の公娼制度は我国の家族制度、家族主義の根拠に関連して居る。¹ (市川 1935: 82-3)

これを今日みる人は笑うかもしれないが、この言葉には笑えない真理がある。つまり、日本古来の醇風美俗といわれる家族主義精神

は待合、芸者、あるいは遊里の世界に、最も典型的に、最も純粋な形で現れているのである。(丸山 [1953]2008: 31)

立場の異なる二人の発言であるが、本稿では両者がある共通のことを論じている点に着目したい。それは、「待合、芸者、あるいは遊里の世界」——すなわち花柳界が、「家族主義」に連なるものとして語られているということである²。それでは、花柳界が「家族主義の根拠に関連して居る」とは、どのような事態を指し示していたのだろうか。またこうした言説は、発言された当時において、どのように周囲に理解されていたのか。そしてそもそも、今日では「家族」の外部に位置づけられる花柳界を、「家族」の一環と語ることを可能とした言説空間は、どのようなものだったのであろうか。

1-1 問題設定

本稿は以上の問題関心を、家族研究における二つの議論の延長線上から設定する。ひとつは、戦後に展開された戦前の「家族主義」についての研究蓄積であり³、もうひとつは、近代日本の言説に「近代家族」規範の発生をみる、近年の歴史社会学研究である。まずはこの両者の議論における、花柳界と「家族（主義）」の位置づけをみたい。

戦後の論壇で問題化された「家族主義」とは、現在の社会学辞典に「家制度に見られる家族的人間関係が、家族外の社会集団にまで拡大される場合、そこに見られる行動様式、社会関係、価値体系を総称するという」（濱島ほか編 2005: 73）とあるように、「家（家族制度）」の原理が、他の社会集団に拡張されることを指していた。そこで対象となったのは、戦前期の「家族国家」（石田 1954）や「経営家族主義」（間 1978）、また「擬制的親子関係」の慣行（川島 1947[1983]; 福武 1958）などである。

花柳界の「家族主義」は、主に後者ふたつの問題に連なるとみなされていた。本稿が着目するのは、そうした議論のなかで、花柳界が特殊な位置づけを与えられているということである。丸山眞男は冒頭の発言に続き、以下のように述べている。

かれらの世界には「お母さん」とか「姉さん」とかいう呼称が示すように家族主義的な雰囲気濃厚に支配し、また入籍というような形で、実際に養子制度が利用されていたが、そこには実は非常に残酷な刑罰や搾取と酷使がおこなわれていた。……ところが日本のチープレーバー（低賃金労働）の基礎である労資の家族主義を醇風美俗として謳歌する人も、先の宣言にあるような貸座敷業の家族主義に

なると、さすがに少しおかしいというだろう。（丸山 [1953]2008: 31）

ここで丸山は、花柳界内部の人間関係が家族関係に擬制されていることを「家族主義的な雰囲気」と指摘し、またそこでの「搾取」の問題を「経営家族主義」と並べて論じている⁴。しかし花柳界の「家族主義」は、この発言がなされた戦後初期においては、「労資の家族主義を醇風美俗として謳歌する人」にとっても「さすがに少しおかしい」主張となっていた。同じく「醇風美俗」の「家族主義」でも、花柳界とその他の制度の間には距離感があったことがみてとれる。

この距離感をみる上で参考になるのが、明治期以降の「家族」の近代化を捉えようとする近年の歴史社会学研究の知見である。この立場から主張されることのひとつに、「家族（家庭）」と買売春機関との規範的な差別化がある。たとえば牟田和恵は、キリスト教者など、一夫一婦制のモラルを内面化した者が主に担った近代日本の娼婦運動が、「売娼や娼婦を罪深いものとして一般の家庭や『まっとうな』婦人とは隔離され峻別される裏面の存在」（牟田 1996: 135）とする機能を果たしたと指摘している⁵。こうした「近代家族」規範の浸透が、花柳界を「家族主義」に連なるものと位置づけることを、「さすがに少しおかしい」と感じさせる作用をもったことは、考えられることである。

本稿の問題設定は、これらの知見が交差するところに位置づけられる。冒頭の議員のような花柳界の「家族主義」についての主張がなされた時、その発言は当時の言説空間において未だ可能なものではあったが、一方では、「さすがに少しおかしい」ものになりつつあったように推測できる。近代日本の「家族」については、

「家」と「近代家族（家庭）」の二重構造（牟田 1996; 落合 2000; 西川 2000 など）とみる視点がすでに提出されているが、花柳界の「家族主義」は、当時すでに近代化しはじめていた「家族」と、どのように照応し、また齟齬があったのだろうか。こうした問題を検討することによって、近代日本の「家族」言説がどのように錯綜し、矛盾をきたしていたかが、読み解けると思われる。

換言すれば本稿は、近代日本における「家族」言説を、「家族」という言葉が冠されながらも、これまで外部と位置づけられていた場にまつわる言説を見直すことから、その一端を解明するものである。

1-2 分析の方法と対象

以上のような問題設定のもと、本稿はふたつの視角から議論を進める。

第一に、冒頭の議員の発言などにあらわれる、花柳界の「家族主義」の意味内容の分析である。ここでは、花柳界の「家族主義」についての主張を検討しながら、そうした言説を可能にした、同時期の言説空間についても考察する。

第二に、花柳界の「家族主義」についての主張が、どのように周囲に受けとめられていたかという問題である。上述の「さすがに少しおかしい」という丸山の推測は、戦後になされたものであり、戦前期の文脈の検証ではない。ここでは、花柳界の「家族主義」についての主張を、当時見聞きしていた者たちが、自らの「家族」観にあわせてどのように受け止めたか、を検討する。

分析の対象であるが、本稿では、1930年代前後の存娼論を中心に据えた⁶。この時期の「家族主義」については、大正後期から昭和期

を境とした質的相違を指摘する先行研究（神島 1969）もあり、たとえば神島二郎は「明治の家族主義は父子中心であったのにたいして、昭和のそれは母子中心となっていた」（神島 1969: 93）という視点を提出している。紙幅の限界もあるため、こうした「家族」の近代化がある程度浸透した時期に照準を定めた方が、花柳界の「家族主義」をめぐる、人々の両面的な態度の抽出に適していると判断した。その抽出のため、存娼論と対抗関係にあった同時期の廃娼論や好事家向けの文献も分析対象に加えている。

資料については、『買売春問題資料集成』に収録されている文献を主に参照した（全 31 巻、以下『集成』と記す）。この『集成』には、存娼論、廃娼論、ルポルタージュなど立場の異なる議論が、書籍、雑誌、議事録、法令、公的文書などから幅広く選出されている⁷。本稿では『集成』に加え、「家族主義」に言及する文献、また必要に応じて『集成』以外の花柳界にまつわる文献も参照した。

以下では、二節にわたって花柳界の「家族主義」の意味内容を検討し（2・3・4）、次にその主張が、周囲にどのように受け止められていたかを、受け止めた側の「家族」観に沿いながらおっていく（5）。最後に、以上の議論をまとめ、花柳界の「家族主義」の位置づけからみえてくる、近代日本の「家族」言説について言及する（6）。

2 花柳界の「家族主義」①——「身売り」と醇風美俗

2-1 花柳界の危機

1930年代前後の花柳界は、ひとことでいえば衰退期にあった。花柳界の構成要素であった

遊郭——公娼制度は、当時全国的な高まりをみせていた廃娼運動によって劣勢に立たされ、新聞各紙などの世論も廃娼論を支持するものが多い。また、買売春機関を利用する客の嗜好も、「近代化」されたカフェーなどの「私娼」に移行しはじめていた。冒頭の国会議員の発言がなされた「大会」は、こうした情勢のもとに開かれたものである⁸。

この「大会」の記録には、開催の経緯について「業界は未曾有の危機に直面して居る。今や全く浮沈の瀬戸ぎわに臨んで居る」（市川 1935: 3）と記されており、当時の貸座敷業者が抱いていた危機感がうかがえる。花柳界が「家族主義の根拠に関連して居る」という言葉は、廃娼運動からの攻勢を逆転させ、貸座敷業者の生業を正統的に位置づけるために主張されていた。以下ではまず、その主張の論点をおおていきたい。

2-2 花柳界と家族の「犠牲」

1935年の帝国議会における、「娼妓取締法案」をめぐる答弁では、「大会」にも出席した濱野徹太郎という議員が、花柳界の「家族主義」について以下のように述べている。

日本ノ家族主義ト云フモノハ、御承知ノ通り幼キ時ニ養ハレタ父母ニ老イテ、尚ホ孝養ヲ盡ス共存共栄ノ念ト、犠牲ノ精神、同情ノ念ヲ以テ互ニ抱擁サレテ居ル所ノ温キ空気ニ包マレテ居ルノガ日本ノ家族主義デアル（第六十七回帝国議会衆議院 1935: 18）

「幼キ時ニ養ハレタ父母」に「孝養」するために「犠牲ノ精神」と「同情ノ念」を発揮すること。そうした行為によって日本の「家族主義」は涵養されるという。濱野の発言は以下のよう

に続く。

日本ノ公娼ハ自ら進ンデ公娼ニナルモノデハアリマセヌヨ、父ノ為ニ、病メル母ノ薬餌ノ為ニ、一家ノ窮乏ヲ救フ為ニ、自分ノ身ヲ犠牲ニ供シタト云フコトハ日本ノ芝居ニモ現ハレテ居ル、是ハ公娼ト不可分デアルト云フ程強ク言ハナクテモ、深イ関係ガアル（第六十七回帝国議会衆議院 1935）

ここにあらわれているように、「一家ノ窮乏ヲ救フ為ニ」、花柳界に「身ヲ犠牲」にして赴くことが、「家族主義」の美談として語られていた。こうした言述は当時においてどのような意味をもつのか。

近代日本において花柳界は、買売春の社会問題であると同時に、人身売買の問題でもあった。幕藩体制においては、人身売買と遊廓は「身売りという言葉で一括されるごとく渾然一体」（下重 2012: 207-8）であり、その構造は維新後も持続していた。福澤諭吉は 1883 年に、「維新以来、封建制度の廃せられて、自から武士の徒らに義を唱て殉死するが如き者は殆ど世に其跡を収めたるに、孝女が其家の為に肉体を売て以て其孝をなすが如き悪弊は、今日尚依然として衰へず」（福澤 [1883]1960a: 221）と述べ、明治期の武士道德の衰退と対比しながらその問題を論じている。また福澤は同論考で、「売身は道德か、道德は売身か、其間甚だ判然せざるに至る」（福澤 [1883]1960a: 222）との見解も示している。

花柳界における「身売り」の問題についての政府の対応は早く、人身売買の問題が国際的に顕在化した「マリア・ルス号事件」などを経ながら、1872 年にいわゆる「芸娼妓解放令」が出された。しかしその後の実態はさほど変化せ

ず、裁判所も芸娼妓の「自由廃業」は是認したものの、彼女らを実質（金銭）的に拘束する前借金契約は有効との見解を示した⁹。法制史においては川島武宜が、こうした判例の背景には「娼妓制度・芸妓制度の公認」があったと指摘している（川島 [1955]1982: 77）。

こうした背景があったため、近代日本の娼妓運動は、人身売買を批判する人権闘争という面を有していた¹⁰。殊に本稿の対象となる1930年代前後は、昭和恐慌の影響のもと東北地方を中心に「身売り」が多発し、また「婦人及児童ノ売買禁止ニ関スル国際条約」への調印をしながらも公娼制度を維持する日本の姿勢をめぐって、国内外から日本の人身売買についての関心が高まった時期でもある¹¹。1933年には、娼妓運動家、存娼派代議士、東京の貸座敷業者が集った売笑問題対策協議会が組織され、公娼制度を名目上は廃止し、貸座敷業者の営業の存続を認めるという点で妥協が図られるなど、公娼制度の廃止は現実味を帯びたものになっていた（藤野 2001: 104-5）。昭和前期の花柳界は、国家から営業の存続を認められる程度の承認を受けてはいたものの、存娼論に立つ者はこれらの情勢に対して、その営業の正統性を担保する必要があった。濱野は「大会」において、以下のように述べている。

父の為に身を売り、母の為に進んで孝養する娘が、自らこれこそ母に対する孝養であると信じて佛になったやうな諦の気持を持って家族の一人となり、辛棒を重ねて居るのである。今日諸君の中に仮に娼妓論者があるとすれば、それは真に日本の制度を理解せざるものであると存じます。（市川 1935: 76-7）

この発言は、会場の拍手に迎えられていた。

「辛棒を重ねて」とあるように、存娼論に立つ濱野も、「身売り」が道徳的に非難される対象であることを理解していた。その非難を逆転させ、娼妓論に対して花柳界の倫理的優位を保証するために動員された思潮が、「身売り」を「犠牲ノ精神」の発露と見立て、美談に変換する「家族主義」だったのである。先にあげた議会における濱野の発言もまた、キリスト教者であり娼妓運動にもかかわった松山常次郎が、娼妓取締法案に対して反対の論陣を張ったのに対して、松山ら娼妓運動家を「家族主義」を理解しない「個人主義」と論難するものであった。1933年には存娼論者のひとりが、「公娼の大部分は債鬼に苦しめられて一家離散の外なしとか逆境に沈淪し起死回生の途が無いと云ふ場合敢然として一家の犠牲となり献身奉仕の生活に入ったものであるから我国伝統の美風たる家族制度の擁護者であり全女性の龜鑑として同情崇敬すべきである」（須藤編 1933: 5）と述べているが、この発言も濱野によるそれとほぼ同様のことが意図されているといえよう。これらの主張によれば、国内外から批判的となっていた「身売り」は、日本の「家族主義」に連なるものであり、「我国伝統への美風」という正統性が与えられるべき慣行であった。

もっともこうした主張が、当時の論壇で共感を得ていたかは疑問ではある。1926年刊行の川崎正子編『公娼存廃問題と時論』には公娼制度をめぐる言論界の動向がまとめられているが、川崎によればこの時期すでに新聞各紙は、「其の大勢を見るに昔のやうに樓主の代弁者となりて積極的に遊郭存置の必要を力説したるものは殆ど無い」（川崎 1926: 2-3）という状態だった。

また、業者側の「身売り」に対する弁明も錯綜したものである。一例として1936年に高知

市玉水新地貸座敷組合が刊行した『公娼果して廃止す可きか』をあげる。そこでは、「現行公娼制度は娼婦の保護に於て用意周到なる規定あり……決して世上传えられるが如き人身売買の事実は絶対にないのである」と、当時の法体制を根拠に「人身売買」を否定した記述の次頁に、「抑も娼妓は防貧、救貧の社会的施設を欠くる今日、家庭救済の為に余儀なく一身を犠牲に供するものにして最も同情に値す可きものである」と述べられている¹²(岡田 1936: i - ii)。「家族」のための「犠牲」という論法は、廃娼論への対抗言説であったと同時に、存娼論に立つ者が、貸座敷業の生業を主観的に美化するための機能を果たしていたとみることもできよう。

2-3 「家族主義」と「犠牲」

しかしこれらの言説は、当時の「家族」言説と全く遊離したものではなかった。「家族主義」という思潮は明治期以来、様々な論者によって参照されたが、そこではしばしば「犠牲」の精神が称揚されていた。

その契機のひとつが、日露戦争の勝利である。「家族主義」は、その勝因のひとつと位置づけられ、生家を思う心が、広く国家のために「犠牲」になることを厭わない精神に拡張されることが称揚されていた。そこでは「家族主義」は、エゴイズムと同列視された「個人主義」を打破し、国家拡張のエネルギーを動員する理念とみなされた。この見解は、井上哲次郎や深作安文など、「家族主義」を論じる明治、大正期の知識人に、ある程度共有されていたものである(有地 1977; 阪井 2013)。そして1930年代は、昭和恐慌などの社会不安を背景としながら復古主義的な機運が高まった時期であり、戸坂潤はそうした趨勢について「哲学・文芸・道徳・

法律・政治に於ける家族主義的復古主義は現に今日の日本を風靡している」(戸坂 [1936]1966: 316) と述べている。

この「犠牲」の精神を論者が女性に見出す場合は、夫と子どもへの献身が評価の対象となった。それはひいては、国家のために「犠牲」となる男性を支えることにつながるからである。「犠牲」を称える傾向は、大正期には個人の権利を限定的に奨励していた『主婦の友』や『婦人公論』などの主婦雑誌においても、昭和恐慌下以降は強まりはじめていた(木村 2010)。

花柳界の「家族主義」を論じる者は、こうした「犠牲」の肯定的価値の文脈に則っていたといえる¹³。戦時下の存娼論には全体主義的思潮の影響もみられ、1936年に大隈末広が著した『日本公娼制度論』はそのひとつである。ここでは、「犠牲」の精神と花柳界の関係が端的に表現されている。

然らば婦人の貞操とは何ぞや、之れ即ち「犠牲」の二字を以て答ふれば充分である。嫁しては夫に対して良妻となり、子供に対しては賢母となる、之れ共に犠牲的精神以外の何物でもない。……此の強き伝統である日本婦人の貞操こそ、安んじて夫を外に働かしめ、臆ては職場に於ける夫を励げまし、且つは安んじて職場の露と消えせしむるのである。……此の日本婦人の純潔なる貞操保持の犠牲的精神が、その家運衰亡に傾き、施すに術なきに至らば、臆ては父母兄弟の犠牲となり娼婦となるのである。故に良妻賢母も日本婦人の犠牲的精神であり、娼妓も亦此の犠牲的精神のためである。(大隈 1935: 134)

大隈によれば、「日本婦人」の「犠牲的精神」は、彼女らが支える男性を「安んじて職場の露

と消えせしむる」、つまり男性の「犠牲的精神」を涵養する結果になるという。「大会」においても、船田中という国会議員が、花柳界にみられる「美しい義理人情の上に立って居る国民道徳」こそが、「この非常時に於て維持して行かなければならぬ我々に残されたる日本魂、東洋精神」であると述べている（市川 1935: 48）。こうした言述のもとでは、「家族」の「犠牲」となった女性を擁する花柳界を否定することは、日本社会の「家族主義」を否定することと位置づけられるのであった。

以上、本節では花柳界を「家族主義」に関連づける主張は、論者がそこで働く女性に見出した「犠牲」の精神をその根拠としていることをみてきた。またそうした言述は、「家族」のための「犠牲」に肯定的価値が与えられ、復古主義的な色彩を帯びていた、同時期の「家族」にまつわる文脈に沿ったものだった。続いて次節では、花柳界という空間が、関係者によってどのように表象されていたかをみていきたい。この検証からは、花柳界という「家族」の姿が浮かび上がってくる。

3 花柳界の「家族主義」②——「家族」としての花柳界

3-1 「籠の鳥」の保護

近代日本において花柳界の女性は、心身を拘束された「籠の鳥」というイメージが流布していた。この点については、廓清会常務理事をつとめた伊藤秀吉が公開している、別府に勤める娼妓からの手紙が参考になる。そこでは娼妓の生活が以下のように記されている。

一、大分県は毎月六円の小使を貰ふやうに、警察署からお達がありましたけれど、

月々四円より呉れません。髪結代や化粧品代が一厘もありません。……

四、傷したり、消渴で困りて、卵巣がはれても、検査に通らんと入院をさせて呉れません。健康診断を受けず、休業をして。お客を取らされます。若し病気で休ませて下さいと申しますと、主人なり紹介人が来て、沢山人が寄り、蹴ったり、殴ったりして、無理に客取りさせます。お客に梅毒が伝染るといふと、自分の金で小池さんに行くと申します。医者さんに見て貰ふ金もありません。（伊藤 1937: 15）

この手紙は「日陰籠ノ鳥／六十名の憐れな子供より」という名義で結ばれている。伊藤はこうした事例は「皆大同小異」と述べており、ここでは以上のような姿が娼妓論者によって意識されていたことを確認するとどめたい。この手紙を伊藤は、「身売」という「人身売買」が「昭和の御代」にも残存している結果として提出している¹⁴（伊藤 1937: 13）。

花柳界が「身売り」によって成り立つ側面がある以上、「人身売買」への批判は避けられないものだった。そこで娼妓論者によって、「犠牲」の精神と並んで主張されていたのが、女性の「保護」の強調である。以下は、「大会」の後に執筆された陳情書の一文である。

抑モ娼妓ハ防貧、救貧ノ社会的施設ヲ欠ク今日、家庭救助ノ為メニ余儀ナク一身ヲ犠牲ニ供スルモノニシテ、最モ同情スベキモノナリ、公娼制度ノ廃止ハ此等薄幸可憐ナル婦女子ヲ騙リテ何等法規上ノ保護ナキ悲惨極マル私娼ノ群ニ投ゼセシムルノ結果ヲ将来スルモノニシテ、等閑視スルヲ得ザル所ナリ（市川

1935: 6)

この陳情書は衆議院、貴族院議長のほか、内務大臣や各政党の総裁に提出されている。ここにみられるように、「公娼」は「救貧ノ社会的施設」が貧しい当時においては、その他の「私娼」の道を選ぶよりは「保護」されていると、業者側は主張していたのであった。

こうした「保護」の強調は、花柳界の「人身売買」への批判に対する反論ともなっていた。全国貸座敷連合会は1929年に、『社会の現状と公娼制度の帰結』を発行し、上記の「法規上ノ保護」にあたる娼妓取締規則と娼妓取締規則施行細則を根拠に、公娼制度は人身売買であるという解釈を退けている。業者によれば、「西洋」においては「人身売買業者の手によって魔窟に売られて行く婦女子の如きは、全然奴隷であって、終生自由を得ること能はず、頗る悲惨なる境遇に在る」。対して、公娼制度は法律に規制されているため、「人身売買の事実は全然ない」という（鶴田編 1929: 16-7）。「人身売買の事実は全然ない」というのは、芸娼妓の自由意思による「自由廃業」は認めるが、彼女らを実質的に拘束する前借金契約は有効であるという、当時の法解釈も背景にあるが、業者の主観的意識においては、「公娼」を「保護」しているという認識の反映もあったと思われる。事実、業者側は「大会」での発言や、発行する書籍においても、環境の改善を度々強調している。

その「保護」の主張においては、しばしば「家族」という言葉が援用された。たとえば1933年刊行の『松島遊郭沿革史』においては、「芸娼妓の待遇は、家族的といふことを主眼とし、懇篤親切を旨として之に接し、世間の非難攻撃を受けないやうに専念して営業している」（須

田 1933: 115）とあり、その証明として、公休日の設定、慰安会の開催、劇場や映画館への定期的な外出などの行事が宣伝されている。ここでは、「懇篤親切」に「娼妓を主賓として一日を面白く、愉快に暮させる」ということが、「家族的」であることとされた（須田 1933: 117-8）。

また、1936年刊行の『新吉原遊廓略史』には、関東大震災後の吉原の復活を祝った、ミュンヘン大学教授の以下の感想が引用されている。その発言によれば、娼妓の日常生活は「家族的」なものであるという。

吉原の家並みを見るに及んで実に驚いた。驚いたといふよりも、復興精神に敬服したのである。そして日本式のあの小座敷は実になんとも云へぬ親しみと懐かしさがある、家族的なのが何よりも嬉しいと思った。……それに娼妓の日常生活も、見ると聞くとは非常な相違であって、娼妓の人格が認められていることは全く想像を裏切り、その日常が家族的であることは何よりである。（市川 1936: 96-7）

業者側が編集した書籍であるということ、また原語でどのように言い表されていたかという点も含め、信憑性に留保がつけられる引用であるが、当時の業者がどのような言葉を用いて、花柳界を表象したかったかという意図はうかがえよう¹⁵。これらの発言に従えば、花柳界の女性は「家族的」に「保護」されているため、「西洋」の「人身売買」とは異なる環境にあるということだった。

3-2 花柳界の「家族」言説

こうした「保護」を「家族主義」のあらわれ

として着目したのが、戦後の社会学者である。特に川島武宜は、芸妓の抱主の精神傾向について、「かれらは一方向では過酷な収取関係を意識しながら」、「人情に反した行動をしているのではないと意識」していると形容している。川島によればそれは、「奴隷制的な強制」が、「家族主義的親愛関係に転化」することであった¹⁶（川島 [1947]1983: 31）。冒頭でみた丸山眞男の観察も、同様のことに着目していたといえる¹⁷。

もっとも、1930年代前後の言説空間においては、抱主の「保護」や「親切」が、「家族（主義）」という言葉と直接的に結びつくかはまちまちである。たとえば1926年には、三業組合機関雑誌である『三業時報』という雑誌で、業者が娼妓の待遇の改善として、先にみた「家族」的な営業と同一の「娯楽機関の設備と休日の制定等々」（須恵 1926: 3）をあげているが、「家族」という言葉はあられない。

とはいえ、戦後に「封建的」な「家族（主義）」道徳に位置づけられるキーワード——たとえば「主従関係」や「忠孝」といった言葉は、花柳界にまつわる言説によくみだせる。「大会」にも出席した小島光枝は、娼妓と抱主の関係について、「主従の関係が一般社会のそれより返って深く結ばれているのに私は非常に満足を感じました」とし、「自廢（自由廢業）なども娼妓自身の意志の発動からと云ふ事は全くなく殆ど外部の誘惑が原因している様であります」と解釈している（小島 1936: 34, 括弧内筆者）。小島は「売春」問題自体には複雑な姿勢を示したが、公娼制度は貧しい女性を「保護」する機関として、改善を要望しつつ擁護する立場に立っていた。ほかにも1935年に存娼論者の木村宇佐治は、「極端な自由平等の要求人格尊重の思潮は忠孝貞節の理解なき欧米流の固疾であっ

て」（木村 1935: 363）と述べているが、これは国際的に批判にさらされていた、当時の公娼制度をめぐる状況も反映していよう。

また『三業時報』には、しばしば組合関係者の人間模様についての記事が掲載されているが、ここで紹介される業者のパーソナリティについての記述も特徴的である。役職は略するが、「温厚にして人格者」、「温厚篤実」、「情義を兼ねたる人格者」、「家族的に円満に事務を執って居り」（大島 1926: 4）、「狭み肌の親分然として居る」（匿名 1926: 21）、「非常に温順で親孝行を以て聞へた人」、「親切懇切を旨として」（菊慈堂 1927: 11）などと、時に「家族」という言葉をまじえながら花柳界関係者の人物像についての言説が形成されている。「親分」、「親孝行」など、戦後に「封建的」な家族道徳と位置づけられやすい言葉が多いことにも注意したい。これらは芸娼妓を「保護」する者のパーソナリティについての記述でもあり、こうした言葉で花柳界関係者の信条を形容する習慣は、「家族的」な「保護」についての弁明や、「公娼制度は我国の家族制度、家族主義の根柢に関連して居る」といった発言を促したのではないだろうか。「大会」においても、山下谷次という議員が、貸座敷業と「家族制度」の関係について、「自分の家の業務に熱心励精をするといふ事は、家族制度の完成であるのである」（市川 1935: 18）と述べており、貸座敷業者の生業は、他の家が家業に勤しむことと同義であり、「家族制度」の一環と位置づけていたことがうかがえる。

3-3 花柳界と「ホーム」

こうした、当時の「家族」にまつわる言葉で彩られる花柳界の性質は、廢娼運動が提供した「ホーム」との対比においてさらに明瞭にみて

とれる。

全国貸座敷連合会の「救貧ノ社会的施設ヲ欠ク今日」という見解は、廃娼運動側も認識していることのひとつであった。そのため明治期以来、廃娼運動に携わったキリスト教団体の活動をはじめとして、芸娼妓を收容、教育する施設がいくつか建設されていた。これらの施設のなかには、たとえば基督教婦人矯風会が設立した「大阪婦人ホーム」のように、自らの空間を「家庭的」と表象している例もある（林ほか 1937: 3）。そこでは概ね、芸娼妓がもとの商売に戻らないように一定の職業訓練も施していた¹⁸。

こうした廃娼運動の活動は花柳界の業者にとっても悩みの種であった。1936年刊行の『くるわ草紙』という、娼妓向けのマニュアル的な書籍には、救世軍が用意した「あたたかいホーム」を脱走した四人の娼妓のエピソードが紹介されている。ここでは、救世軍の「愛のホーム」は酒や煙草が禁止されており、朝早くから労働に勤しむという、花柳界とは相当に異なる生活環境であることが描かれている。また、娼妓という職業の来歴から、職員に蔑視されることも記されている。著者は、『愛のホーム』何と彼女たちの耳へ魅惑的に響く言葉なのでせう（平河 1936: 31）という、娼妓たちの逃亡前の願望を描いたあとに、環境の激変から以下のように心情を変化するに至ったことを記している。

世間から「籠の鳥」とか、何とか悪く言はれている廓の生活が、実際に於ては、「愛のホーム」より、何倍も自由で、温かみがあり、楽しいところだといふことを、今はじめて知ったのです。……自分たちが、常日頃憧れていた「愛のホーム」とは、こんな嘘と欺瞞の巣だったのか？ そんな偽りの愛は犬に喰はれてしまへ！……世間の風に当って見て、

はじめて、楼主の親切がわかったのです。（平河 1936: 34-40）

著者によれば、この挿話は実話をもとにしたものであるという。真偽は別として、業者側が、「愛のホーム」に抱いていた危機感と、「楼主の親切」という、花柳界の「家族」的な「保護」をどのように理想化したかったかがうかがえよう。同書において公娼制度は「娼妓を取締といふよりも保護するといふ建前で作られた制度」（平河 1936: 13）と記されている。

この挿話には、「家族」を現代的視点で花柳界の外部に設定する場合とは逆立ちした価値観が記されている。「家庭的な一夫一婦制のモラルを軸とした廃娼運動が提供した「愛のホーム」よりも、花柳界の方が「自由で、温かみがあり、楽しいところ」であった。そして一般的には「苦界」と位置づけられていた花柳界の外部こそが、「世間の風」にさらされる場所であった。ここにもまた、花柳界を当時の「家族」にまつわる言葉で彩り、その女性の「保護」を強調する業者側の意識があらわれているといえるのではないだろうか。

なお、同書籍の「はしがき」には、「幸福な一家の主婦になられる女の一人でも多からんことを希って居ります」（平河 1936: 7）とも記されている。この言葉が、当時広まりはじめていた「近代家族（家庭）」的な「家族」が反映されたものであるかどうかは、判断が難しい。

4 小括——擬制的親子関係について

以上の検討を小括したい。まず2節では、花柳界と「家族主義」を結びつける主張は、当時の「家族」言説における「犠牲」という象徴的価値を重要な根拠としていたことをみた。その

主張によれば花柳界は、生家の貧しさを救うために自分を「犠牲」にする「家族主義」の精神を備えた女性が集う場所であり、それを否定することは日本社会の「家族主義」を否定することと位置づけられていた。続いて3節では、花柳界の関係者がその空間を当時の「家族」にまつわる言葉で表象している様相をみた。それらの言述からは、業者が花柳界に勤める女性の待遇を含め、「家族」的な営業をしているという意識が読み取れた。

これらの言述には、一方は花柳界の女性と生家の「家族」の関係を指し、もう一方は業者と娼妓の「家族」的な関係を指すというように、異なる位相が含まれている。この二つの「家族」の関係を見るうえで参考になるのが、先にもあげた大隈末広による以下の見解である。大隈はここで、娼妓に見出した「犠牲」の精神を、抱主と娼妓の擬制的親子関係に結びつけている。

彼等が楼主を、おとうさんと呼び、おかあさんと呼びつつあるあの慣行は、彼の家を救はんための犠牲的精神が転じて、至誠真実につとめ終わらんとする犠牲の念の表現となり、只一筋に契約を守り行く結果に外ならぬ。(大隈 1935: 135)

大隈によれば、花柳界にみられる親族的な呼称は、「犠牲的精神」が転化したものであるという。こうした見解からは、丸山眞男や川島武宜が花柳界の擬制的親子関係にみた「家族主義的な雰囲気(家族主義的親愛)」もまた、こうした「犠牲的精神」が醸し出す情緒であったのではないかということが推察される。それは単に親族的な呼称で慣れ親しんでいる様子を指していたのではなく、「犠牲」など特有の「家族主義」的な道徳が支配している空気感を指して

いたのではないだろうか¹⁹。

この点につき、吉原の料亭の女将を務めた福田利子は1986年に、「“親孝行”という言葉は今でもありますが、でも、昭和初期のころの“親孝行”という言葉のもつあたたかさや、その反面の、暗さや哀れさのような雰囲気は、日本中、もう、どこを探してもないのではないのでしょうか」(福田 [1986]2010: 57)と述べている。そこでは娼妓と生家の関係、抱主と娼妓の関係に加えて、客と娼妓の関係、とりわけ客からみた花柳界の雰囲気が古き良きものとして語られている。「昔の花魁は優しかった」と「懐かしそうな顔」で述べるかつての馴染み客は「親のために身売りをしても、決して親を恨んだりしない」という娼妓の「健気で優しい印象」というイメージ(福田 [1986]2010: 57-8)に「家族主義」的な情緒を見出していたとすれば、ここからも、昭和初期には現在想定される情緒とは必ずしも一致しない文脈があったことが読み取れるのではないか。とはいえ以上の推察は資料が限られているため、ここでは試論にとどめ²⁰、次節の分析にうつりたい。

5 「家族」をめぐる齟齬

5-1 議会における「家族」観の対立

本稿ではこれまで、1930年代前後における花柳界の「家族主義」についての主張をみてきた。これからみていくのは、こうした主張が同時期に、どのように周囲に受け止められていたかということである。結論からいえば、存娼論の「家族」についての見解は、すでに距離を置かれるものになりつつあった。

その様相のひとつが確認できるのが、1931年の「公娼制度廃止ニ関スル法律委員会」における、国会での答弁である。ここでは、「大会」

にも出席した本田義成という議員が、公娼制度の必要性を性病対策の問題など8点にまとめながら、「貧家ニシテ親ヲ助け、兄ヲ救ヒ、家ヲ興ス等ノ為ニ、婦女子ニシテ身ヲ娼妓トシテ営ム者、之ヲ孝子、節婦ト言フ地方ガ多クアル」と前置きを置いたあとに、「是等ハ我国ノ親密ナル親族相互扶助、即チ家族制度ノ美点ト思フテ居ルガ、当局ハ何ト思ハレテ居ルカ」と問いかけている（第五十九回帝国議会衆議院 1931: 2）。この発言には以下のような反論がなされている。

吾々ハ其考ヲ異ニシテ居ルノデアリマス、或ハ斯ル身ヲ娼婦ニ落シ、或ハ人ノ妾トナリ、斯ウ云フヤウナコトヲシテ一家ヲ救フト云フコトガ、嘗テハ我国ノ家族制度ニ対スル犠牲的精神トシテ、賞賛サレタコトモアルノデアリマスガ、今日ニ於テ斯ル行動ガ、果シテ良風美俗ナリヤ否ヤト云フコトニ対シテハ、吾々ハ直チニ本田君ノ御意見ニ賛同スルコトヲ得ザルコトヲ遺憾ト致シテ居ルノデアリマス（第五十九回帝国議会衆議院 1931: 3）

この発言は、内務省参与官の一宮房治郎によるものである。一宮はこの後に、「只今本田君ガ申サレマシタ如ク、……種々ナル点カラ考慮シマシテ、現在ニ於テハ尚ホ之ヲ存置シナケレバナラヌ」（第五十九回帝国議会衆議院 1931: 4）と述べているように、公娼制度を「家族制度」、また「良風美俗」に属するものとみなす論点以外は、本田と論拠を同じくする存娼論者である。本田と一宮をわけたのはまさに、「身売り」が、「公娼制度ヲ認ムル前提条件」となるか否かの相違であった。一宮はさらに「国家ハ斯ノ如キ制度ハ是非公許シナケレバナラヌト云フ前提ノ下ニ公許シテ居ルモノデナイ」（第

五十九回帝国議会衆議院 1931）とも述べている。

日本政府は1932年に、国際連盟東洋婦女売買調査団の報告書に記されていた、花柳界における養子制度の利用の記述に対して削除を求めた経緯もあり（小野沢 2010）、花柳界と「家族主義」の結びつきについては慎重になっていたといえる。こうした状況では、業者や一部の存娼派議員が「家族主義（制度）」という言葉でもって、「淳風美俗」などの国家的イデオロギーと花柳界の存在を結びつけていたことが、政治的に効力を持ち得ていたかは疑問ではある²¹。事実、1930年代の内務省は、もっぱら性病予防の点で公娼制度を捉えており、廃娼論に傾きつつあった（藤野 2001）。世論もまた、昭和恐慌下の「身売り」の問題も含め廃娼論に傾いていたため（山本 1981）、花柳界の「家族主義」についての主張は、当時の言説空間において発話や理解は可能であっても、広く共有されるものではなかったと思われる。

5-2 取り残される花柳界

花柳界には、以上のような政治的な議論の進行とは別の問題もあった。客の嗜好が変わりつつあったのである。とりわけ1930年代においては、カフェーなどの「私娼」が好奇の視点でメディアに積極的に取りあげられた。こうした時勢のなかで花柳界は、時代遅れの産物とみなされがちだった。それは、花柳界の「家族主義」が、時代遅れになることと連動していた。1940年に著された裏町のルポルタージュには以下のようにある。

ゲイシャガールをして日本主義的精神の産物の如く謳ひ、公娼制度を国営策の如く誤認して娼妓の必要を叫ぶ一部御仁達の説による

と、あたかも芸者は国賓芸術家の如くデッチ上げられ、女郎は博愛戦士の女神の如く思はれもするが、たとひそれは立派なる偏見であるにせよ、……「酒場女」乃至は「喫茶ガール」に比すれば、どう見ても所謂——『籠の鳥』の範囲以外に発展性の余地のないものである。(館 1940: 1-2)

ほかにも 1935 年に大宅壮一は、「日本の文学が花柳界的アトモスフェアと花柳界的イデオロギーの支配から脱却しはじめたのは、ごく近年のことである」と述べ、「したがって文壇でも、たったいま全国的に廃娼が実施されたところで、憂うつを感じるような人はまずあるまい」と、当時の文学界の雰囲気を描写している(大宅 [1935]1980: 194-5)。

花柳界の業者もこうした時代の変化には敏感に反応し、なかにはダンスホールなどの大衆文化の設備を取り入れる動向もあった (THE TRAVEL BULLETIN, November, 1930)。しかしそうした対応も、大宅の言葉を借りれば、「本牧のチャブ屋などに到底及ばないことはいふまでもない」(大宅 1931: 212) というものだった。1930 年代前後の花柳界にまつわる言説には、芸娼妓や客への対応など、営業の改善をうたっているものも多い²²。

その改善案のなかで取りあげたいのが、全国貸座敷連合会副会長をつとめた宇津七郎が 1926 年に著した、『公娼制度改善に関する私見』である。この書籍には、年季制の改正や自由廃業後の準備など、廃娼運動の展開に妥協した改善案が多く主張されている。そこでは、娼妓と抱主の関係は「雇用的関係を離脱したる家庭的温情を理想とせねばならぬ」(宇津 1927: 43) とされ、さきにみた大隈末広の見解では「犠牲」の精神のあらわれとされた擬制的な親族呼

称が、「家庭的」な情緒として以下のように位置づけられている。

宜しく「阿父さん、阿母さん」「阿兄さん、阿姉さん」等の呼称を用ふると共に、営業者と娼妓との関係に、主従的階級を設くる非現代的錯誤から脱却して、親子的、家族的の温情の下に、真の家庭的情趣を涵養すべきである。尚ほ、能ふ可くれば、食膳をも共にするほどの平等生活の実現により、家庭的慈愛に饑缺せる、薄命なる彼等をして、『両親と共にある如く』『両親にあまへる如く』敬愛と、真実との融和に依る、真の家庭的温情の下に、楽しんで稼業に従事せしむる可きである。(宇津 1926: 43-4)

宇津によれば擬制的な親族呼称は、「平等生活」としての「真の家庭的情趣」を実現するためのものであった。そして、貧しい生家の「犠牲」となった花柳界の女性には、『両親にあまへる如く』敬愛が与えられるべきであった。ここでは、花柳界の慣習が「主従関係」を離脱した「家庭」のカテゴリーのもとに位置づけられており、こうした言述に当時の「家族」言説の錯綜した様相を読み解くことも可能であろう。では実際に、宇津の述べるような「家庭的情趣」が花柳界で実現できるものなのか。また娼妓は「楽しんで稼業に従事」できるものなのか。これらが別の問題であることは、いうまでもない。

6 結論

本稿はこれまで、1930 年代前後における、花柳界の「家族主義」についての主張と、その主張を見聞きしていた者の反応をみてきた。要

点をまとめれば、花柳界と「家族主義」を結びつける主張は、当時の「家族」言説における「犠牲」という象徴的価値をひとつの根拠としており（2）、また花柳界の業者も、「家族（制度）」にまつわる言葉で自身の生業を形容する傾向があった（3）。しかしこれらの言述は、当時の言説空間においては、発話は可能であったが、広く共通理解を形成することは困難だった（5）。

その背景には、「家族」という言葉の意味が変化しつつあったということがあげられる。川島武宜は、昭和期の民衆に「家族道德についての考え方に一種の不統一、或いは混乱——過渡期に特有な現象としての——が起こっていた」（川島 [1957]1983: 197）と指摘しているが、その様相は、本稿が主な対象とした存娼論にもみてとれた。そこでは、「犠牲」や「主従関係」など、戦後の社会学者によって「家族主義（制度）」的要素とみなされた言葉が多くを占めていたが、宇津七郎の論考のように、花柳界の慣行を「主従関係」を離脱した「家庭」的なのと解釈する言述もみられた。これまで検討してきた花柳界にまつわる言説は、復古主義的な思潮と「家庭」への「近代化」が入り混じった、1930年代前後の「家族」言説と連動していたともいえよう。

本稿がみてきたのはいわば、「家族」という言葉の意味内容に花柳界がそぐわなくなりつつも、未だ「家族」という言葉を用いてそれを語り得る、過渡期の言説空間であった。その検討の意義は、第一に、「近代化」に伴う「家族」言説の錯綜について示唆をもたらしたこと。第二に、現代的視点では「家族」の外部に位置づけられる社会関係に着目したことで、「家族」言説を分析する射程を広げたことに求められるよう²³。

それでは、そこにおける「擬制」としての「家族」が、「家族主義」を体現していたという「笑えない真理」は、近代日本そして「戦後」の「家族」にとって、果たしてどのような意味をもつことになったのか。本稿のこれまでの作業は、そうした更なる考察を深めるための、ひとつの通過点にほかならない²⁴。

注

¹ 発言は立憲政友会の安藤正純によるもの。彼は戦後、第一次鳩山内閣にて文部大臣に就任する。なお以下引用は、原則として新字体に直した。傍点、太字などは原典のままである。また、発言がなされた全国貸座敷連合会臨時大会は、以下「大会」と記す。

² 「大会」での発言など、花柳界と「家族主義」を結びつける主張に着目した論考としては、戸坂（[1936]1966）、磯野（1954）などがある。特に戸坂は、「之は決して楼主たちの与太気焰ではない。全く彼等の生活の叫びなのだ」（戸坂 [1936]1966: 310）と、業者の発言を単なるレトリックにとどまらないものと読み解いており、示唆深い。とはいえこれらの論考では、その主張の意味内容の分析まではなされていない。なお、丸山と戸坂が取りあげた貸座敷業者の声明は、同一のものとみられる。戸坂の論考からの重引となるが、「西洋文明に心酔せる為政者識者が、徒に国法無視の私娼を奨励して、国法に準じ家族制度を尊重して永き歴史を有する貸座敷業者を圧迫することは、将来救い難き禍根を淳風美俗のわが国家社会に残すものとして絶対反対す」（戸坂 [1936]1966: 310）というものである。また、花柳界についての社会学的な研究としては、戦後の赤線地区で調査をおこなった磯村（[1958]1989）が知られる。

³ 戦後の家族研究で問題化された「家族主義」については、阪井ほか（2012）を参照。

⁴ 同様の指摘は川島 ([1947]1983) でもなされている。川島が着目したのは、抱主と芸妓が形成する擬制的親子関係であった ([1947]1983: 31)。

⁵ 同様の指摘はほかにも、藤目 (1997) など多数ある。また小野沢 (2010) は、「近代家族」規範の一方的な浸透ではなく、「家」の内部から発生した改良の努力が、公娼制度に対しての批判的な視点を形成した点に着目している。

⁶ 公娼制度研究においても、存娼論の分析が少ないことは指摘されている (藤野 2001)。秋定 (1989)、藤野 (2001) においては、『大会』にも着目されているが、「家族主義」の意味内容の分析はなされていない。本稿は存娼論にあらわれる「家族 (主義)」という言葉を中心にあつかうが、存娼論の分析という面も有している。

⁷ 存娼論、廃娼論とひとくちにいっても、立場や論点は多岐にわたる。本稿があつかう存娼論、廃娼論の区別は基本的に、『集成』の分類に沿ったものである。なお、本稿があつかう対象を「公娼制度」ではなく、「花柳界」とした理由は、上述の丸山、川島の指摘が芸妓を含んでいることによる。基本的に本稿は「花柳界」を、「公娼制度」を含む言葉としてあつかう。また、花柳界の「実態」も地方差など当然多様であるが、本稿の問題関心は、花柳界を「家族主義」に関連付ける主張を可能にした言説空間にある。

⁸ 公娼制度の体系的な研究である山本 (1981) においては、1927 (昭和 2) 年から 1946 (昭和 21) 年は、「公娼制度衰退期」に位置づけられている。

⁹ 藤目 (1997) は欧米も含む近代の公娼制度の特色について、「名目のみ人身拘束を否定し、身を売る女性の側に責任と汚名をおしつける欺瞞性」 (藤目 1997: 340) を指摘している。また小野沢 (2010) は、日本については、「人身売買の担い手であった周旋人や娼婦を禁止どころか公認し続けていたという点、家族的関係の下での人身売買が長らく続

いた点において、日本はやはり特徴的だった」 (小野沢: 5) としている。

¹⁰ 鹿野 (1999) は、廃娼運動と存娼運動の対立を、「人権対家族制度という様相を呈しました」 (鹿野 1999: 149) と位置づけている。

¹¹ 小野沢 (2010) は、「婦女売買禁止の国際的潮流が、日本の公娼制度廃止問題に大きな影響をもたらした」とし、日本の内務省が公娼廃止方針を確立する決定打となった (小野沢 2010: 305) と位置づけている。

¹² 同様の錯綜した弁明は、米田 (1936) などにもみられる。

¹³ 磯野・磯野 (1958) によれば、戦前期に称揚された「犠牲」は、「家族全体の幸福のために自己の利益を犠牲にする」というよりも、『家』のために自分が犠牲になることであった (磯野・磯野 1958: 170)。こうした「犠牲」の文脈のもとでは、「身売り」も「自分が犠牲になる」という「自由意思」によるものと解釈されたとみることもできる。

¹⁴ 副見 (1928) や道家 (1928) など当時の統計は、芸娼妓に至るまでの来歴が多様であったことを示しているが、言説においては「身売り」は「公娼」を形成する重要な要素であったと思われる。この点につき、村上信彦は「日本の公娼は、人身売買によって、拘束され売淫を強いられる女たちをさしている」 (村上 1972: 52) と述べている。

¹⁵ 同書籍は、社会問題として国内外から注目されていた吉原遊郭および公娼制度を、「批判し論議する前に、一度あるがままの姿を見て欲しい」 (同: 1) という目的で編纂されていたものである。

¹⁶ 川島の問題意識の詳細については、本多 (2013) を参照されたい。

¹⁷ 1927 年には新橋芸妓屋組合の業者が、芸娼妓の雇用関係について、「美しい我国の家族制度と、慣習の不文律とに依って続けられた営業」 (無名氏 1927: 5) と表現しているが、これは当時の花柳界の生業が「家族制度」に連なるものであるという

業者の見解を端的に述べている。

¹⁸ 廃娼運動の救済事業に言及した研究としては、石月（1987）、西村（1994）などがある。

¹⁹ 花柳界の擬制的な家族関係についての現代的評価としては、西尾（2007）などがある。

²⁰ 花柳界の文脈ではないが、磯村（[1954]1989）においては日本の里親の慣行について、「封建遺制」の性格を伴う「前近代的里子」と「近代的里子」が区別されており、参考となる。また、親族呼称の「擬制」についての問題意識の射程を広げる論考として、渡邊（2013）、Nelson（2013）があげられる。

²¹ 井上（1912）など大正期の代表的な国体論においても、「身売り」を「家族主義」の「弊害」に位

置づけている例はすでにみられる。

²² 時田（1937）など。実業家の立場からの小林（1935）の提言も興味深い。

²³ 時代は戦後日本になるが、銀行の経営における「家族」という言葉の働きに着目した、Rohlen（1974）なども、本稿と似た観点を有している。

²⁴ 本稿では研究対象を「花柳界」とし、注7に従い、芸妓と娼妓の違いには拘らなかった。とはいえ丸山吞象（1927）などでは、娼妓は「公娼」で、芸妓は「準公娼」（丸山吞象 1927: 21）などとも記されており、細分化された文脈があったことがみてとれる。この点については、「公娼」と「私娼」の観念的な違いなども含め、セクシュアリティの要素に焦点をあてた別稿に期したい。

資料（刊行年順）

福澤諭吉，[1883]1960a，「婦女孝行論」『福澤諭吉全集 第九巻』岩波書店，207-10。

———，[1883]1960b，「婦女孝行餘論」同上，219-22。

井上哲次郎，1912，『国民道徳概論』三省堂。

川崎正子編，1926，『公娼存廃問題と時論 全廃論と存娼論との対照』婦人新報社。

宇津七郎，1926，『公娼制度改善に関する私見』出版社不明。

須惠源次郎，1926，「公娼制度改善に対する一考察」『三業時報』3(2): 3。

大島松聲，1926，「見番評判記 麻布三業組合の巻」『三業時報』3(2): 4-5。

無名氏，1926，「芸妓と其の雇用関係」『三業時報』3(4): 5。

匿名，1926，「群馬県芸妓屋連合会の七幹部」『三業時報』3(4): 20-1。

丸山吞象，1927，『私娼亡国の危機 公娼制度改善の必要』東京興信新報社代理部。

菊慈堂主人，1927，「東京見番評判記 霊岸島三業の巻」『三業時報』4(4): 264-5。

副見喬雄，1928，『帝都に於ける売淫の研究』博文館。

道家齊一郎，1928，『売春婦論考 売笑の沿革と現状』史誌出版社。

鶴田克復編，1929，『社会の現状と交渉問題の帰結』全国貸座敷連合会本部。

匿名，1930，"Modern Geisha Girls and the Jazz Craze," *The Travel Bulletin*, 65: 22-3.

大宅壮一，1931，「私娼の近代性——時代探訪（2）」『中央公論』46(5): 211-23。

第五十九回帝国議会衆議院，1931，「公娼制度廃止二閣スル法律案委員會議録（速記）第六回」。

須田菊二，1933，『松島遊郭沿革史』松島遊郭取締事務所。

須藤陸雄編，1933，『帰郷に迷へる多年の懸案 公娼制度撤廢の是非を訴ふ』興論俱樂部。

第六十七回帝国議会衆議院, 1935, 「衛生組合法案外四件委員会議録(速記)第八回」.

木村宇佐治, 1935, 『風紀国策論』 出版社不明.

大隈末広, 1935, 『日本公娼制度論』 颯会出版部.

米田哲男, 1935, 『公娼制度の必要性と廃娼論の検討』 大衆国威連盟.

市川伊三郎, 1935, 『全国貸座敷連合会臨時大会記録』 全国貸座敷連合会本部.

小林一三, 1935, 『私の生き方』 斗南書院.

大宅壮一, [1935]1980, 「文士行状論」『大宅壮一全集 第三巻』 蒼洋社, 191-201.

市川伊三郎, 1936, 『新吉原遊廓略史』 新吉原三業組合取締事務所.

岡田正美, 1936, 『公娼果して廃止す可きか』 高知市玉水新地貸座敷組合.

平河天人, 1936, 『新版 くるわ草紙 花魁心得十五ヶ条』 日本廓研究会.

小島光枝, 1936, 『売笑問題と女性』 大日本更生社.

林歌子ほか, 1937, 『歩み 大阪婦人ホーム三十年史』 婦人矯風会大阪支部.

伊藤秀吉, 1937, 『売淫公認制度廃止論』 国民純潔同盟.

蒔田耕, 1937, 『牛込華街読本』 牛込三業会.

館一平, 1940, 『酒場女の裏を曝く この問題をどうするか』 昭和書房.

文献

有地亨, 1977, 『近代日本の家族観・明治篇』 弘文堂.

秋定嘉和, 1989, 「『存娼論』の主張と行動——昭和十年二月の全国貸座敷連合会臨時大会の紹介」『キリスト
教社会問題研究』 37: 487-501.

藤目ゆき, 1997, 『性の歴史学——公娼制度・墮胎罪体制から売春防止法・優生保護法体制へ』 不二出版.

藤野豊, 2001, 『性の国家管理 買売春の近現代史』 不二出版.

福田利子, [1986]2010, 『吉原はこんな所でございました』 筑摩書房.

福武直, 1958, 「家族主義」『社会学辞典』 有斐閣, 97-8.

濱島朗ほか編, 2005, 『社会学小辞典 [新版増補版]』 有斐閣.

間宏, 1978, 『日本労務管理史研究』 御茶の水書房.

本多真隆, 2013, 「家族研究における『ピエテート』概念受容の諸相——戸田貞三と川島武宜の家族論にみる
情緒と権威の関連性」『家族研究年報』 38: 129-46.

石月静恵, 1996, 『戦間期の女性運動』 東方出版.

石田雄, 1954., 『明治政治思想史研究』 未来社.

磯村英一, [1954]1989, 『社会病理学』『磯村英一 都市論集 I』 有斐閣, 661-882.

———, [1958]1989, 『性の社会病理』 同上, 633-59.

磯野誠一, 1954, 「“君臣一家”と親子」『改造』 35(12), 113-21.

磯野誠一・磯野富士子, 『家族制度——淳風美俗を中心にして』 岩波書店.

神島二郎, 1969, 『日本人の結婚観』 講談社.

鹿野政直, 1999, 『近代日本思想案内』 岩波書店.

川島武宜, [1947]1983, 「日本封建制のアジアの性質——奴隷制の一形態としての養子」『川島武宜著作集 第

- 十卷 家族および家族法 1』岩波書店, 18-36.
- , [1955]1982, 「人身売買契約の法的効力」『川島武宜著作集 第一巻 法社会学 1』岩波書店, 72-9.
- , [1957]1983, 「イデオロギーとしての『孝』」『川島武宜著作集 第十巻 家族および家族法 1』岩波書店, 162-99.
- 木村涼子, 2010, 『<主婦>の誕生——婦人雑誌と女性たちの近代』吉川弘文館.
- 丸山眞男, [1953]2008, 「復古調をどう見るか」『丸山眞男 話文集 1』みすず書房, 25-40.
- Nelson, M. K., 2013, "Fictive Kin, Families We Choose, and Voluntary Kin: What Does the Discourse Tell Us?," *Journal of Family Theory and Review*, 5: 259-81.
- 西村みはる, 1994, 『社会福祉実践思想史研究』ドメス出版.
- 西川祐子, 2000, 『近代国家と家族モデル』吉川弘文館.
- 西尾久美子, 2007, 『京都花街の経営学』東洋経済新報社.
- 小野沢あかね, 2010, 『近代日本社会と公娼制度——民族史と国際関係史の視点から』吉川弘文館.
- 落合恵美子, 2000, 『近代家族の曲がり角』角川書店.
- 牟田和恵, 1996, 『戦略としての家族——近代日本の国民国家形成と女性』新曜社.
- Rohlen, Thomas P., 1974, *For Harmony and Strength*, Berkeley, CA: University of California Press.
- 阪井裕一郎, 2013, 「家族主義という自画像の形成とその意味—明治・大正期における知識人の言説から」『家族研究年報』38: 75-90.
- 阪井裕一郎・藤間公太・本多真隆, 2012, 「戦後日本における<家族主義>批判の系譜——家族国家・マイホーム主義・近代家族」『哲学』128: 145-77.
- 下重清, 2012, 『<身売り>の日本史——人身売買から年季奉公へ』吉川弘文館.
- 戸坂潤, [1936]1966, 『日本イデオロギー論』『戸坂潤全集 第二巻』勁草書房, 223-413.
- 山本俊一, 1981, 『日本公娼史』中央法規出版.
- 渡辺秀樹, 2013, 「多様性の時代と家族社会学——多様性をめぐる概念の再検討」『家族社会学研究』25(1): 7-16.

【付記】

本稿は平成25年度文部科学省《卓越した大学院拠点形成支援補助金》の助成による研究成果の一部である。

(ほんだ まさたか 慶應義塾大学大学院社会学研究科・日本学術振興会 m.honda.ruri@gmail.com)
(査読者 田淵六郎、米村千代)

The “Familism” of Hanamachi

The transient nature and structure of “family” discourse before and after the 1930s

HONDA, Masataka

According to a statement issued by the parliament in 1935, “state-regulated prostitution in Japan has a connection with familism and the Japanese family system.” This paper clarifies the meaning underlying this statement as well as the “familism” of Hanamachi, which was advocated at the same time, thus making it possible to enter into a discussion regarding the structure of the “family” discourse before and after the 1930s. The result of this examination revealed that the above claim was based on a view of women as “victims” by commentators, who saw them as providing a “family” management in Hanamachi. The point of origin of the sense of women as “victims” comes from the idea that the women of Hanamachi “sold themselves” to provide for their “family”. This sense of “victimhood” had been given a high symbolic value in the discourse on “family” at that time. In the conclusion, the significance of the current paper is demonstrated through an evaluation of the relationship between the transitional character of “family” discourse and the pleasure quarter, which is the main topic of this paper.